

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年7月31日
【発行者の名称】	株式会社PRO HOLDINGS (PRO HOLDINGS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 永井健三
【本店の所在の場所】	広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号
【電話番号】	(084)999-6110 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 稲葉紳文
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社PRO HOLDINGS https://www.proholdings.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期 中間連結会計期間	第3期	第4期
会計期間	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	自 2023年11月1日 至 2024年10月31日	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日
売上高 (千円)	2,757,125	3,308,563	3,736,023
経常利益 (千円)	605,438	558,346	574,859
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	378,552	373,991	398,401
中間包括利益又は包括利益 (千円)	379,249	374,260	398,868
純資産額 (千円)	1,924,274	1,146,157	1,545,025
総資産額 (千円)	3,966,071	2,543,141	3,406,980
1株当たり純資産額 (円)	186.20	111.01	149.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	36.63	36.22	38.56
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.5	45.1	45.3
自己資本利益率 (%)	21.8	39.0	29.6
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,849	396,047	294,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△99,040	△138,087	△556,341
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,624	△16,049	506,157
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	1,004,511	738,141	982,077
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	291 (0)	267 (0)	293 (0)

- (注) 1. 当社は、第3期より連結財務諸表を作成しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（随時発生する業務に対応するごく短期間の労働者）は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第4期の連結財務諸表については、ひかり監査法人の監査を受けておりますが、第3期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第5期の中間連結財務諸表については、ひかり監査法人の期中レビューを受けております。

7. 2026年3月18日開催の取締役会決議により、2026年4月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
8. 当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前の中間連結財務諸表については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業	58 (0)
製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業	34 (0)
介護・子育て支援事業	187 (0)
全社（共通）	12 (0)
合計	291 (0)

（注）1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（随時発生する業務に対応するごく短期間の労働者）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
11 (0)	36.11	2.11	4,462,556

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（随時発生する業務に対応するごく短期間の労働者）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、緩やかな回復基調でしたが、エネルギー価格の高騰や人手不足、米国の通商施策及び中東情勢等の不透明さを伴い推移しました。防災・防犯業界においては、都市部を中心とした再開発やインフラ老朽化対策の需要が引き続き堅調に推移しましたが、資材価格の上昇や労務費の増加など、収益性に影響を及ぼす要因も存在しました。

このような事業環境のもと、当社グループは「人々の生命と財産を守る」という企業理念のもと、防災・防犯・環境分野における製品・サービスの提供を通じて、安全・安心・快適な住環境の創造に努めてまいりました。特に、治安維持・安全社会実現のための録画一体型防犯用監視カメラ「安視ん君」および「安視んボイス」の開発・提供や、消防用設備の設計・施工・メンテナンス業務の強化に注力し、事業基盤のさらなる拡充を図りました。

これらの取り組みの結果、当中間連結会計期間における売上高は 2,757 百万円、営業利益は 604 百万円、経常利益は 605 百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は 378 百万円となりました。

なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業>

建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業におきましては、インフラ老朽化への対応や災害対策工事、民間施設の修繕・改修などの需要が引き続き堅調に推移するなか、当社は「地域に密着した対応力」と「迅速・丁寧な施工管理」を強みとして、受注拡大に取り組んでまいりました。その結果、建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業における売上高は 1,668 百万円、セグメント利益は 323 百万円となりました。

<製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業>

製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業におきましては、防犯意識の高まりや施設・店舗・家庭におけるセキュリティ需要の継続的な拡大を背景に、市場は堅調に推移しました。その結果、製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業における売上高は 707 百万円、セグメント利益は 319 百万円となりました。

<介護・子育て支援事業>

介護・子育て支援事業におきましては、「働くお母さんの応援隊」として、地域に密着したきめ細かいサービスの展開に努めてまいりました。その結果、介護・子育て支援事業における売上高は 381 百万円、セグメント利益は 46 百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ 22 百万円増加し、1,004 百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主なる要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 108 百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益 575 百万円や減価償却費 37 百万円を計上する一方で、棚卸資産の増加額 275 百万円、売上債権の増加額 118 百万円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 99 百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 104 百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 12 百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額 62 百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出 43 百万円等があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントの名称	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業	324,549	—

（注）金額は製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)
建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業	2,263,002	—
製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業	459,629	—

（注）金額は販売原価によっております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業	1,668,666	—
製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業	707,148	—
介護・子育て支援事業	381,311	—
合計	2,757,125	—

（注） 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
中国電力株式会社	396,818	14.3
広島県国民健康保険団体連合会	277,152	10.1

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、2026年6月5日に公表の発行者情報に記載した「対処すべき課題」について重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年6月5日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除のリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser 契約」といいます）を締結する義務があります。

当社では、フィリップ証券株式会社（以下「同社」といいます）を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、同社との間で、J-Adviser 契約を締結しております。J-Adviser 契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser 契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。J-Adviser 契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser 契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合
当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会

の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当期の財政状態の概況

(資産の部)

総資産は 3,966 百万円となり、前連結会計年度末に比べ 559 百万円増加いたしました。

その内、流動資産につきましては 2,417 百万円と、前連結会計年度末に比べ 494 百万円増加いたしました。その主な要因は、未成工事支出金の増加 160 百万円、受取手形・完成工事未収入金等の増加 118 百万円などによるものです。また固定資産につきましては、1,548 百万円と、前連結会計年度末に比べ 64 百万円増加いたしました。その主な要因は、建設仮勘定の増加 62 百万円、土地の増加 35 百万円などによるものです。

(負債の部)

総負債は 2,041 百万円となり、前連結会計年度末に比べ 179 百万円増加いたしました。

その内、流動負債につきましては 1,024 百万円と、前連結会計年度末に比べ 240 百万円増加いたしました。その主な要因は、未払法人税等の増加 90 百万円、短期借入金の増加 62 百万円などによるものです。また固定負債につきましては 1,017 百万円と、前連結会計年度末に比べ 61 百万円減少いたしました。その主な要因は、長期借入金の減少 43 百万円などによるものです。

(純資産の部)

純資産は 1,924 百万円となり、前連結会計年度末に比べ 379 百万円増加いたしました。その主な要因は、利益剰余金の増加 378 百万円などによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動があったものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	区分	帳簿価額					
					建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)
㈱プロ テック	太陽光発電所 (山口県周南 市他40件)	建設業(電 気・電気通 信・消防・環 境・防犯)事 業	太陽光発電 設備	取得	—	—	—	35,936 (60,155.70)	—	35,936

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	41,000,000	30,665,600	10,334,400	10,334,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	41,000,000	30,665,600	10,334,400	10,334,400	—	—

- (注) 1. 2026年3月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年3月26日付で定款の変更を行い、100株を1単元とする単元株制度の導入を行っております。
2. 2026年3月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は210,000株増加し、410,000株となっております。
3. 2026年3月18日開催の取締役会決議により、2026年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は10,231,056株増加し、10,334,400株となっております。また発行可能株式総数は40,590,000株増加し、41,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年4月11日 (注)	普通株式 10,231,056	普通株式 10,334,400	—	1,000	—	—

- (注) 2026年3月18日開催の取締役会決議により、2026年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は10,231,056株増加し、10,334,400株となっております。

(6)【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
池田ゆかり	東京都世田谷区	4,923,600	47.64
永井あや	埼玉県さいたま市大宮区	4,923,600	47.64
永井健三	広島県福山市	487,200	4.71
計	—	10,334,400	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,334,400	103,344	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,334,400	—	—
総株主の議決権	—	103,344	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2026年7月9日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場いたしました。当中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）においては非上場であったため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	994,458	1,017,503
受取手形・完成工事未収入金等	632,173	750,938
未成工事支出金	110,124	270,283
商品及び製品	3,051	2,389
仕掛品	518	7,959
原材料及び貯蔵品	93,854	202,360
リース債権	70,299	65,384
その他	22,257	104,869
貸倒引当金	△4,118	△4,384
流動資産合計	1,922,619	2,417,303
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	470,181	458,917
機械装置及び運搬具（純額）	286,083	270,475
工具、器具及び備品（純額）	19,474	15,924
土地	501,323	537,259
建設仮勘定	165	62,887
その他（純額）	5,156	4,775
有形固定資産合計	1,282,384	1,350,238
無形固定資産		
ソフトウェア	16,610	15,106
無形固定資産合計	16,610	15,106
投資その他の資産		
投資有価証券	3,494	4,565
保険積立金	98,991	91,532
繰延税金資産	34,271	59,516
その他	48,607	27,808
投資その他の資産合計	185,365	183,423
固定資産合計	1,484,360	1,548,768
資産合計	3,406,980	3,966,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	109,405	124,783
短期借入金	70,000	132,580
1年内返済予定の長期借入金	86,220	86,220
未払金	105,626	98,691
未払法人税等	136,734	227,128
未払消費税等	38,826	30,663
未成工事受入金	52,849	36,393
前受金	144,763	202,099
リース債務	13,811	14,094
その他	24,993	71,454
流動負債合計	783,230	1,024,108
固定負債		
長期借入金	675,254	632,144
リース債務	350,816	343,688
繰延税金負債	8,285	—
その他	44,367	41,856
固定負債合計	1,078,724	1,017,688
負債合計	1,861,954	2,041,797
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金	1,542,749	1,921,301
株主資本合計	1,543,749	1,922,301
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,276	1,973
その他の包括利益累計額合計	1,276	1,973
純資産合計	1,545,025	1,924,274
負債純資産合計	3,406,980	3,966,071

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)	
売上高		
完成工事高		1,668,666
兼業売上高		1,088,459
売上高合計		2,757,125
売上原価		
完成工事原価		1,211,215
兼業事業原価		330,010
売上原価合計		1,541,225
売上総利益		
完成工事総利益		457,451
兼業事業総利益		758,449
売上総利益合計		1,215,900
販売費及び一般管理費	※ 1	611,814
営業利益		604,085
営業外収益		
受取利息		1,625
受取配当金		65
保険金等収入		5,934
補助金収入		5,155
その他		2,715
営業外収益合計		15,496
営業外費用		
支払利息		13,892
その他		251
営業外費用合計		14,143
経常利益		605,438
特別損失		
支払解決金	※ 2	29,926
特別損失合計		29,926
税金等調整前中間純利益		575,511
法人税、住民税及び事業税		230,863
法人税等調整額		△33,904
法人税等合計		196,959
中間純利益		378,552
非支配株主に帰属する中間純利益		—
親会社株主に帰属する中間純利益		378,552

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)
中間純利益	378,552
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	696
その他の包括利益合計	696
中間包括利益	379,249
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	379,249
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	575,511
減価償却費	37,079
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	266
受取利息及び受取配当金	△1,690
支払利息	13,892
売上債権の増減額 (△は増加)	△118,765
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△275,444
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,378
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,163
前受金の増減額 (△は減少)	57,335
その他	△33,869
小計	261,531
利息及び配当金の受取額	1,679
利息の支払額	△13,892
法人税等の支払額	△140,469
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,849
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△104,381
無形固定資産の取得による支出	△1,488
定期預金の預入による支出	△600
保険積立金の払戻による収入	7,459
その他	△29
投資活動によるキャッシュ・フロー	△99,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	62,580
長期借入金の返済による支出	△43,110
リース債務の返済による支出	△6,845
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,624
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,434
現金及び現金同等物の期首残高	982,077
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 1,004,511

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
給料手当	284,841千円
貸倒引当金繰入額	266千円

※2 支払解決金の内容は次のとおりであります。

当社グループにおける労働時間の管理方法の見直しに伴い、当社グループの従業員との協議の結果、当期に解決金の支払いに合意したことから、支払解決金29,926千円を特別損失として計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金勘定	1,017,503千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△12,992千円
現金及び現金同等物	1,004,511千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	中間連結 損益計算書 計上額
	建設業（電 気・電気通 信・消防・環 境・防犯）事 業	製造業（防 犯監視カメ ラ製造・販 売）事業	介護・子育て 支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,668,666	707,148	381,311	2,757,125	—	2,757,125
セグメント間の内部売上高 又は振替高	212	—	—	212	△212	—
計	1,668,879	707,148	381,311	2,757,338	△212	2,757,125
セグメント利益	323,617	319,761	46,443	689,822	△85,737	604,085

(注) セグメント利益の調整額 △85,737 千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用になります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
建設業（電気・電気通信・消防・環境・防犯）事業 建設関連 太陽光発電関連	1,115,241 553,424
製造業（防犯監視カメラ製造・販売）事業	707,148
介護・子育て支援事業 介護 保育 学童 その他	203,243 85,976 90,922 1,168
顧客との契約から生じる収益	2,757,125
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,757,125

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益	36円63銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	378,552
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	378,552
普通株式の期中平均株式数（株）	10,334,400

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2026年3月18日開催の取締役会決議により、2026年4月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 7 月 31 日

株式会社PRO HOLDINGS

取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 岩永 憲秀

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 永 田 匠

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社PRO HOLDINGSの2025年11月1日から2026年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PRO HOLDINGS及び連結子会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。